

1. いじめ防止等の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」については、「いじめ防止対策推進法」(平成25年)に示された定義のとおりとらえるものとする。
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じるおそれのあるものである。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。したがって、本校では、生徒を取り囲む大人1人1人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの集団でも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、全ての生徒をいじめから守り、いじめのない学校(いじめの未発見、未解決ゼロ)の実現を目指すこととする。そのためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力し、積極的な取組を推進していくものとする。

2. いじめ防止等の推進体制

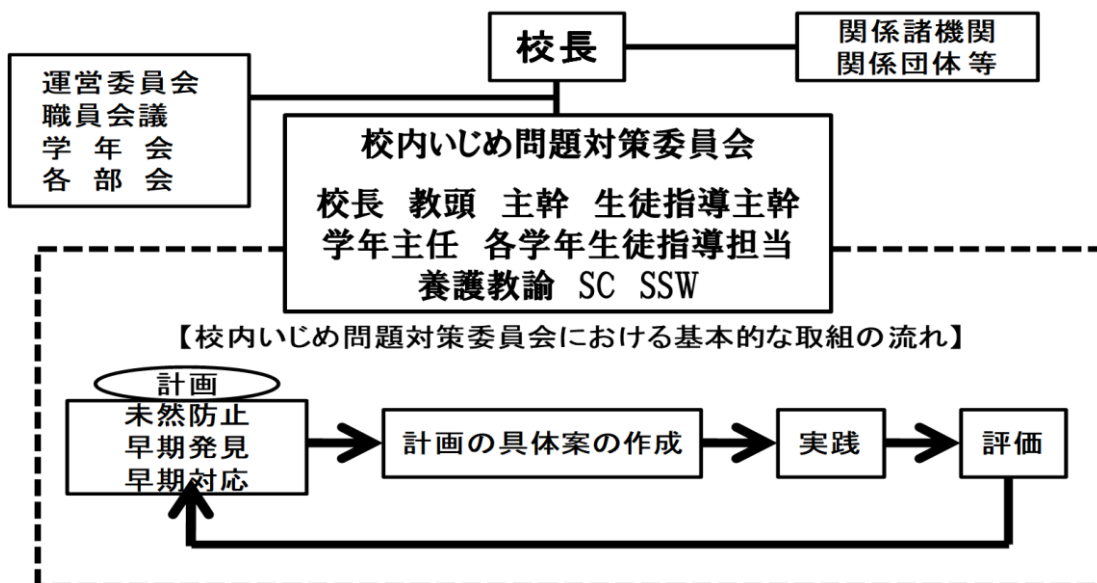
(1) 校内いじめ問題対策委員会設置の目的及び役割

いじめ問題の対応について、校長のリーダーシップのもと、学校全体での組織的、継続的な取組を行い、いじめの防止、早期発見、早期対応を目的とする。具体的には、いじめの未然防止や対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「春日野中学校いじめ防止基本方針」の見直しについても担うものとする。

(2) 構成員

校内いじめ問題対策委員会の構成員については、(校長)、(教頭)、主幹、生徒指導主幹、学年主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SCもしくはS SWとする。校内いじめ問題対策委員会のコーディネート役は生徒指導主幹が務める。

(3) 関係機関との連携



3. 校内委員会を中心とした年間計画

	1 早期発見の取組			2 いじめ問題等に関する 校内研修の充実（内容）	3 教育相談体制 の整備	評価
	教師の視点から	生徒から	保護者の視点から			
4月	○気になる生徒の共通理解 ○いじめ問題対策委員会	○いじめアンケート ○春日野ノート	○学年総会 ○PTA総会 ○授業参観	○生徒理解研修	○相談ポスト	
5月	○いじめ問題対策委員会 ○教育相談	○いじめアンケート（無記名） ○学校生活アンケート ○春日野ノート		○いじめ防止基本方針に関する研修	○相談ポスト	
6月	○いじめ問題対策委員会 ○学校生活・環境多面調査の実施	○QU（1回目） ○悩み相談カード ○春日野ノート ○いじめアンケート（保護者）	○チェックリスト		○相談ポスト ○教育相談週間 ○QU（1回目）	
7月	○いじめ問題対策委員会	○いじめアンケート ○春日野ノート	○学校評価 アンケート		○相談ポスト	
8月	○気になる生徒の共通理解（アンケートなどのまとめを参考に） ○QUの結果分析			○校内研修（QU分析方法）（いじめの早期発見。早期対応の手引き等を活用した研修） ○SCもしくはSSWを活用	○相談ポスト	
9月	○いじめ問題対策委員会 ○様相（いじめ）チェックリストの活用	○いじめアンケート（無記名） ○春日野ノート			○相談ポスト	
10月	○いじめ問題対策委員会	○いじめアンケート ○学校生活アンケート ○春日野ノート	○学級懇談での啓発	○SCもしくはSSWを活用した研修	○相談ポスト	
11月	○いじめ問題対策委員会 ○教育相談	○いじめアンケート ○悩み相談カード ○春日野ノート	○チェックリスト		○相談ポスト ○教育相談週間	
12月	○いじめ問題対策委員会	○春日野ノート ○QU（2回目） ○いじめアンケート（保護者）	○学校評価 アンケート		○相談ポスト ○QU（2回目）	
1月	○いじめ問題対策委員会 ○QUの結果分析	○いじめアンケート（無記名） ○春日野ノート		○SCもしくはSSWを活用した研修	○相談ポスト	
2月	○いじめ問題対策委員会 ○教育相談	○いじめアンケート ○悩み相談カード ○春日野ノート	○学級懇談での啓発		○相談ポスト ○教育相談週間	
3月	○いじめ問題対策委員会 ○気になる生徒の共通理解と来年度への引き	○いじめアンケート ○学校生活アンケート（次の学級について）		○生徒理解研修	○相談ポスト	

4. いじめ重大事案の対処

(1) 重大事態の発生と報告

ア 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「金品等に重大な被害を被った場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市が主体となっていく場合がある。学校全体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市に調査を要請する。

(3) 調査を行うための組織

該当事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けるものとする。また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。